

貝塚市行財政改革実施計画

平成17年6月

貝 塚 市

・行財政改革実施計画の策定について

この実施計画は、行財政改革基本方針・実施方針に基づき、国の「三位一体改革」への対応に加え、税負担者の減少と今後の財政負担の増加などに対応するため、市民に対して十分な説明責任を果たすとともに、自主・自立の行政体「市民との協働による地方自治 貝塚市」の実現を目指し、策定したものである。

、具体的な取組み内容

次に掲げる事項について、実施方針に定める目標ごとに具体的に取組む内容を定める。

目標1 市民協働の追求

実施方針1 市民参画の仕組みづくり

項目1 市民参加の促進のための制度の確立

パブリック・コメントの制度化

行政が取組むべき主要な計画などの策定過程において、目的・内容などを公表し、広く市民の意見や情報を募り、それらを考慮のうえ計画策定につなげていく「パブリック・コメント」の手続きについて、制度化を行う。

項目2 情報公開、透明性の確保

市政情報公開の充実

市政運営の透明性をより一層すすめるため、市民参加を促すため、ホームページや市広報紙などにより、財政状況や主要施策の概要及び進捗状況をはじめ、人件費や交際費なども含めた市政情報の公開をすすめる。

行政サービスコストの表示化

公共工事、市の発行する印刷物などについて、行政サービスに要するコスト表示をすすめる。

項目3 審議会などへの市民参加の促進

審議会委員などの市民公募制度の導入

各審議会などに広範な市民の意見を取り入れるため、一部市民からの公募により委員を選出する制度を導入する。

審議会などの公開

政策などの策定過程において、より一層の透明性を図るため、審議会などの状況について、ホームページでの公表に努める。

項目4 広聴制度の充実

市民アンケートなどの充実

市民の意向を十分に把握し、市政に広く市民の意見を反映させるため、市民アンケートなどの充実に努める。

市民提案制度の充実

市民からの提案を広く受け入れるため、ホームページにおける意見欄、公共施設における提案箱の設置などにより、広聴制度を充実する。

項目5 団体組織との関係の見直し

各種団体への関与の見直し

団体の主体的な運営を促すため、各種団体への行政の関わり方について見直しを行う。

団体補助金などの見直し

団体補助金などについて、時代のニーズに対応した支援とするため、過去の経過にとらわれることなく見直しを行う。

実施方針2 協働による地域自治育成の仕組みづくり

項目1 市民参加保障制度の確立

まちづくりへの市民参加推進指針(市民協働指針)の策定

市民が市政に参画し、協働してまちづくりを推進していくため、市民の意見など

を反映させるための基本的な考え方や手法などを定めた指針を策定する。

項目2 新たな市民活動への財政支援制度

自治組織などによる地域公益事業に対する財政支援制度の確立

自治組織、市民ボランティアなどによる地域での道路、公園、河川、水路などの清掃、環境美化などについて、アドプトシステムの制度化(アドプト(adopt)=養子縁組、すなわち住民や企業に道路、河川などの美化清掃について、具体的に対象地域を定め、行政事務の一部を担う地域活動)を含め、用具や資材の提供など、地域での市民活動に対する支援制度を確立する。

実施方針3 「公共サービス」のあり方の見直し

項目1 公共サービス供給の地域・民間への開放

NPO、自治組織などへの事業委託の検討

NPO、自治組織などの市民団体に委ねることにより、より効率的で、市民サービスの向上が図られる事業について委託化をすすめる。

公共施設への指定管理者制度導入の検討

市民サービスの充実と効率的な施設管理を図るため、公共施設への指定管理者制度の導入を図る。

項目2 公的関与のあり方の見直し

市民サービスのあり方の見直し

行政が提供する市民サービスについて、民間との競合、選択肢の多様化などの現状、公費負担の必要性、事業内容、費用対効果などを検証し、サービスの統廃合や有料化を図る。

項目3 受益者負担の適正化

受益者負担の見直し

使用料・手数料および分担金・負担金について、事業に要するコストと税財源の投入割合について考慮するとともに、受益者負担の適正化の観点から見直し

を行う。

各種減免制度の見直し

受益者負担の適正化などの観点から、施設使用料などの減免範囲、減免割合の見直しを行う。

目標 2 行政システムの改革

実施方針 1 行政評価システムの確立

項目 1 行政評価システムの確立

事務事業評価システムの導入

行政資源の適正な配分と費用対効果の向上を図るため、事務事業の成果や要した費用を評価し、今後の施策の見直し及び企画立案に反映させるためのシステムを導入する。

項目 2 目標の設定と公表

事業評価結果の公表

事業の対象、費用、効果など事務事業評価システムによる評価結果を、ホームページや市広報紙などで公表する。

新たな予算配分制度の確立

限られた財源の効果的な支出を図り、創意工夫による予算執行の見直しを促すため、部署ごとに財源を配分する枠配分予算の導入など、時代に即した予算配分制度を確立する。

事業のサンセット方式(終期、期間の設定)の導入

施策決定にあたっては、事業の終期、見直し時期を明確にするサンセット方式を導入する。

実施方針 2 効率的な行政組織の確立

項目 1 組織・機構の改革

効率的な組織機構の構築

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに応えるため、適宜、効果的・効率的な組織機構の見直しを行う。

実施方針3 事業執行形態の見直し

項目1 公共サービスの民間委託化

市営葬儀業務

市民意識の变革やサービスの多様化により市民ニーズが推移している状況を勘案し、市営葬儀について、民間委託化を推進する。

公立保育所運営

より一層高まる保育の必要性への対応とともに、さらに効率的な保育所運営を図るため、公立保育所の一部民間委託化を推進する。

ごみ収集業務

ごみ行政に対する社会情勢の変化や費用対効果をも勘案し、可燃ごみの収集などについて、一部民間委託化を推進する。

学校給食業務

食の安全性の確保および費用対効果をも勘案し、一部民間委託化も含め経費の削減を図る。

その他事業

その他、民間に委ねた方が市民サービスの柔軟な対応や効率化が図られる事業を検証し、民間委託化を推進する。

項目2 施設の効率的な管理・運営の検討

PFI方式などの活用

今後の公共施設の建設については、民間の資金とノウハウを活用するPFI方式などの導入も視野に入れ、資金調達や維持管理経費の効率的運用方法を検討する。

公共施設の開設日などの検討

市民ニーズの多様化に応えつつ施設の効率的運営を図るため、公共施設の開設日や開館時間の見直しを行う。

公共施設の統廃合の検討

公共施設のより一層効率的な運営を行うため、配置を見直し、類似施設への統廃合を推進する。

遊休用地などの有効活用

遊休用地などについて、賃貸を行うなど、公有財産の有効活用を図る。

項目3 外郭団体の改革

文化振興事業団のあり方の見直し

今日の市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、文化振興事業団の体制や市民文化会館の運営について見直しを行う。

都市整備公社のあり方の見直し

公有財産などの管理業務の効果的・効率的運用を図る方策を検討し、見直しを行う。

土地開発公社のあり方の見直し

今後、土地開発公社の事務量の減少が見込まれることから、引き続き財政の健全化を行う。

項目4 事務事業の広域化の検討

広域化を図るべき業務の検討

広域化により市民サービスの充実とともに、事務事業の効率化を図ることができ業務について広域連携を推進する。

項目5 窓口業務体制の見直し

総合窓口制度の見直し

市民課受付における現行の総合窓口制度について、市民の待ち時間、利便性などを総合的に検討し、窓口制度の見直しを行う。

項目6 職員配置の適正化

定員管理の適正化

あらゆる職場において職員配置の見直しを行い、定員管理の適正化に努める。

嘱託員制度の見直し

嘱託員の配置基準など、そのあり方について見直しを行う。

項目7 職員給与の適正化

給与制度などの適正化

業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度及び運用の見直しを行う。

各種手当の適正化

特殊勤務手当など各種手当の支給のあり方について見直しを行う。

昇給延伸の実施

職員給料の定期昇給の期間を延伸する。

目標3 意識改革の推進

実施方針1 改革に向けての環境整備

項目1 職員提案制度の確立

職員提案・表彰制度の充実

職員の改革意欲の高揚をめざし、政策形成、事務改善などの提案を募り、政策に活かすとともに、成果があったものを表彰する制度を充実する。

項目2 人材育成のための計画的・持続的な職員研修などの充実

管理職への部下育成研修の充実

管理職の部下育成能力の向上に資する研修を充実する。

職員研修の充実

地方分権に対応できる専門性、創造性などの向上を目的とした多種・多様な研修を充実する。

実施方針 2 人事政策の充実

項目 1 研修効果の検証と評価制度の導入

人事評価システムの導入

公平で客観的な評価基準に基づく人事評価システムを構築し、職員の能力向上と意欲高揚につながる人事制度を導入する。

項目 2 役職などのあり方の見直し

役職制度の見直し

今日的行政課題に迅速かつ効率的に応えるため、適宜、役職制度の見直しを行う。

その他の改革

財政健全化計画の継続

第一次及び第二次財政健全化計画において実施している項目のうち、本実施計画の項目とその趣旨・内容において重複しない項目については、引き続き継続して実施する。

福利厚生事業の見直し

職員の福利厚生事業について、公費負担のあり方、給付制度などの見直しを行う。

. 推進体制と進行管理

本実施計画の実施にあたっては、平成 18 年度から 5 年間で集中取組期間とし、順次実施するとともにその進行管理に努め、特別職はもちろん全職員が全力を傾注し、行財政改革基本方針の理念を達成する。